

第4章

21世紀における 対外経済政策の挑戦

- 第1節 求められる内外一体の経済政策
- 第2節 グローバリゼーションの進展と制度構築
- 第3節 対外経済政策の戦略的な展開に向けて

第4章 21世紀における対外経済政策の挑戦

第4章

21世紀における対外経済政策の挑戦

前章で検討を行った世界経済の成長に伴うひずみの問題は、市場経済を基本とした現代の世界経済システムに対する1つの警鐘と言える。そこで指摘されている様々な問題については、その因果関係を整理した上で、真摯な対応を行わなければ市場経済システム自体の信頼性を喪失させる危険性を孕んでいることを十分に認識する必要がある。しかしながら、少なくとも現時点では、市場経済を基本とする経済システムを完全に代替し得る制度は存在しない。したがって、今後とも我々は市場経済システムを前提とした上で、それによる弊害を極力除去しながら、適切な経済政策を運営していく必要がある。

一方、20世紀後半が、我が国の復興や高度経済成長とともに生じた様々な対外的な摩擦への対応に追われた時代であったとすれば、21世紀は、急速に進むグローバル化に対応した国内外の制度を積極的に構築すべき時代と言える。ともすると、かつては国内事業環境の整備は国内経済政策、海外事業環境の整備は対外経済政策により解決するものと考えられていた。しかしながら、国内問題が国際問題として顕在化し、国際問題が国内に波及する今日においては、常に国内外を視野に入れた「内外一体の経済政策」を実施していくことが求められている。内外一体の経済政策とは、我が国の国内経済政策及び対外経済政策を有機的に連携させることにより、国内外で調和のとれた市場環境を整備し、我が国経済の活性化を図ることである。つまり、我が国経済の活性化を図る際には、従来実施されてきたマクロ経済政策協調に見られる「国家間の政策の調和」の更なる促進に加えて、我が国が実施する国内政策と対外政策との間の相乗効果を最大化することが重要な課題となりつつある。

このような目的を達成するために、対外経済政策については、従来どおり多国間（マルチ）の枠組みを主軸に据えながらも、地域、二国間（バイ）等、様々なフォーラムを重層的に活用するという方向へ既に方針の転換を行っている¹。しかしながら、多角的貿易自由化の実現こそが、我が国が自由貿易の恩恵を最大限享受するために必要な条件であるということは今後も変わらないであろう。その到達点に向けたプロセスとして、各フォーラムを重層的かつ柔軟に活用することがこの政策転換の本旨である。

本章では、まず第1節において、日本経済の現状と課題を整理した上で、内外一体の経済政策の一例として、国内の事業環境の魅力を向上させるための各種政策課題について検討を行う。次に第2節では、グローバル化が進展し、内外の市場が一体化する中で、国際的な制度の構築及び調和を行う際の主要な課題と留意事項について考察する。最後に、第3節においては、我が国の対外経済政策を取り巻く環境の変化を整理し、多国間、地域、二国間という各種フォーラムを重層的に活用することの必然性について考察を行った上で、各フォーラムにおける我が国の取組みの現状と今後の課題について指摘を行い締めくくるとしたい。

1 重層的な通商政策の推進については、通商産業省（2000）『通商白書2000』において指摘を行ったほか、多角的通商システムを補完する観点からの地域統合への取組みの必要性は通商産業省（1999）『平成11年版通商白書』においても言及している。

要 旨

1. 求められる内外一体の経済政策

現在日本経済が直面している閉塞状況をもたらしている要因としては、市場の成熟化、国際化及び情報化の進展を通じた競争の激化、諸外国における構造改革の進展等、我が国を取り巻く外部環境の変化に対する迅速な対応が十分に図れていないということが挙げられる。これは、我が国が戦後半世紀にわたり経済的な成功体験を積み重ねるに従い、変革期に必要な自己革新能力が低下してしまった点に、その本質的な要因があるのではないだろうか。日本経済がこうした変化に対応するための柔軟性と活力を取り戻すためにも、国内経済政策と併せて対外経済政策を一体的に活用することにより、内外で調和のとれた市場環境を整備し、構造改革を早期に実現していくことが必要である。

2. 構造改革推進のための対内直接投資の積極的活用

対内直接投資は、競争促進や技術の拡散を通じて我が国経済を活性化し得る有効な手段であるとともに、その規模は我が国の事業環境の魅力を測る際の1つのバロメーターとも言える。直接投資受入額は、賃金水準、あるいは産業の集積度合い等多様な要因により決定されるため、一概に水準について国際比較による評価を行うことは難しいが、対日直接投資の規模は対米直接投資のわずか20分の1の水準にすぎない。また国内総固定資本形成に占める対内直接投資の割合も0.3%であり、世界平均の11.1%と比較しても極めて低い水準となっている。対内直接投資を促進する際の課題については様々な指摘がなされているが、今後我が国は会計監査の厳格化を通じた企業情報の信頼性向上、事業再編を円滑化するための制度の見直し、外国人の取締役・株主が柔軟に経営参加するための環境整備等を進めていくことが必要である。

3. 対外経済政策の活用による国内市場環境の整備及び市場との対話の重要性

近年の直接投資額の世界的な増加に伴い、投資に関連する多国間、二国間のルールを整備する動きも活発化している。多国間の投資関連のルールとしてはこれまでにTRIM協定、GATS等が締結されており、二国間においては投資を保護・促進するための投資協定が締結されている。このほか近年の自由貿易協定においては、モノ、カネ、ヒトの流れを円滑化し、直接的・間接的に投資を促進するための各種措置が盛り込まれている。今後我が国が対内直接投資を促進するためには、国内における制度改革を行うとともに、こうした対外経済政策を活用することにより効率的に事業環境の改善を行っていくことが必要である。また、対内直接投資を促進するためには、政府が発信する政策の方向性（メッセージ）が海外の投資家や企業から評価され、実際の投資行動へと結びつくことが不可欠である。国内外で一体化された経済政策を運営していくことは、我が国の一貫した政策の方向性と構造改革に対する意志をメッセージとして市場に伝える上でも有効であろう。

1. 求められる内外一体の経済政策

(1) 低迷する日本経済の現状

我が国は1970年代、1980年代を通じて先進5か国の中で最も高い実質GDP成長率、及び1人当たり実質GDP成長率（3%台）を経験した（第4-1-1表）。しかしながら、1990年代に入ると状況は一変し、我が国の実質GDP成長率は4%台から1%台へ、1人当たり実質GDP成長率も3%台から

1%台へと低下している。また1990年代の労働生産性の上昇率は、1980年代の上昇率（2.6%）の半分の1.3%まで低下しており、先進5か国の中でも最も低い値となっている（第4-1-2表）。

企業倒産件数についてはバブル経済の崩壊に伴い1990年代は上昇傾向にあり、1999年で減少したものの、2000年には再び増加して2万件近くに達している²（第4-1-3図）。また近年の大型倒産に伴い、

第4-1-1表 先進5か国における経済成長率の推移

	実質GDP成長率（%）				1人当たり実質GDP成長率（%）			
	1970-80	1980-90	1990-98	1999	1970-80	1980-90	1990-98	1999
日本	4.4	4.0	1.4	0.3	3.3	3.4	1.1	0.1
米国	3.2	3.2	3.0	4.2	2.1	2.3	2.0	3.2
イギリス	1.9	2.7	2.0	2.1	1.8	2.5	1.7	1.7
ドイツ	2.7	2.2	1.4	1.5	2.6	2.0	1.0	1.4
フランス	3.3	2.4	1.4	2.9	2.7	1.8	0.9	2.5

（資料）OECD（2000a）より作成。

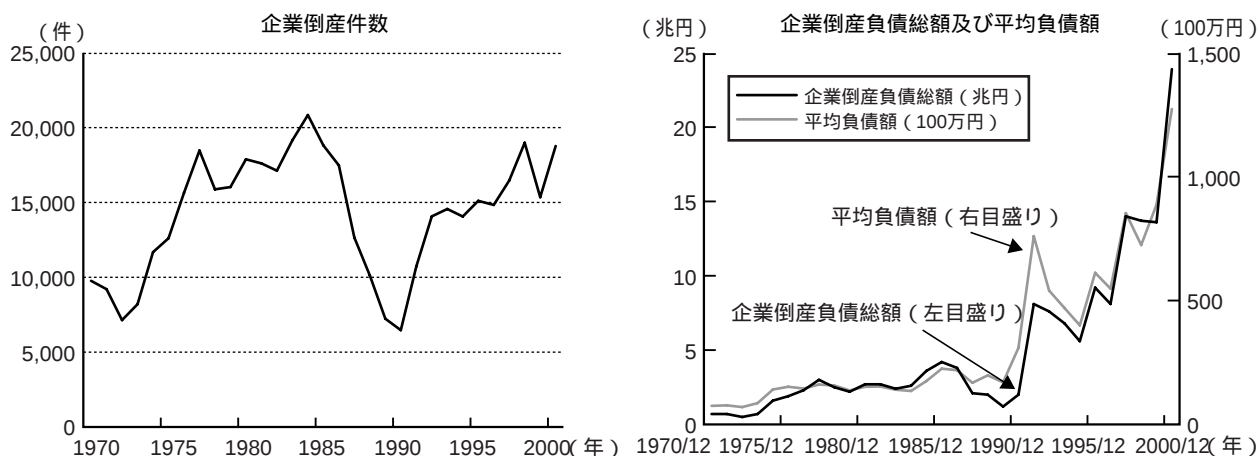
第4-1-2表 先進5か国における労働生産性上昇率の推移

（単位：%）

	1980-90	1990-98	1995-98
日本	2.6	1.3	1.1
米国	1.1	1.7	1.9
イギリス	2.2	1.9	1.6
ドイツ	1.6	1.9	1.9
フランス	1.9	1.4	1.4

（資料）OECD（2000b）より作成。

第4-1-3図 我が国における企業倒産件数及び企業倒産負債総額



（資料）（株）東京商工リサーチ「倒産月報」より作成。

2 2000年に記録した18,769件は、戦後5番目に大きな倒産件数でもある。

企業倒産 1 件当たりの負債総額が上昇しており、2000年には過去最高の12億7千万円を超えたほか、企業倒産負債総額も過去最高（約24兆円）を記録した。

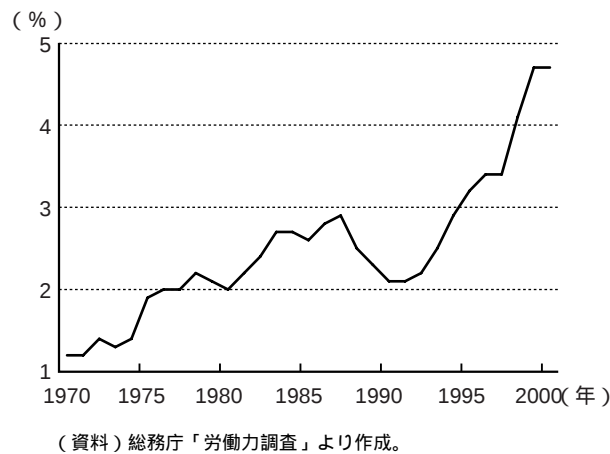
また失業率は、2000年には年平均で4.7%、月次では12月に4.9%といずれも過去最高³を記録した。株価についても、東証株価指数（TOPIX）は2000年春より下落基調で推移している他、日経平均株価⁴は2001年2月22日にバブル崩壊後の最安値を記録⁵、

その後3月13日には16年ぶりに1万2,000円を割り込んでおり⁶、マーケットにおいては我が国経済の先行きに関する懸念等が指摘されている（第4-1-4図、第4-1-5図）。

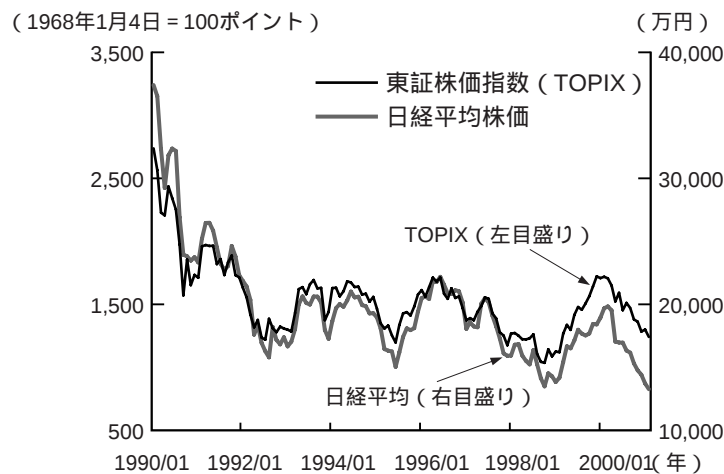
(2) 日本経済低迷の要因

1990年代における我が国経済の低迷の要因としては、バブル経済の崩壊に伴う逆資産効果や金融システム不安等を背景に需要が低迷し、長期間にわた

第4-1-4図 我が国における完全失業率の推移



第4-1-5図 我が国における株価の推移



3 1953年の調査開始以来最高の数値。

4 日経平均株価については、2000年4月24日に銘柄が入替えられていることから、その連続性は失われているという点に留意する必要がある。

5 取引時間中の値。

6 3月13日の終値は1万1,819円70銭を記録したが、これは1985年1月28日以来の水準である。

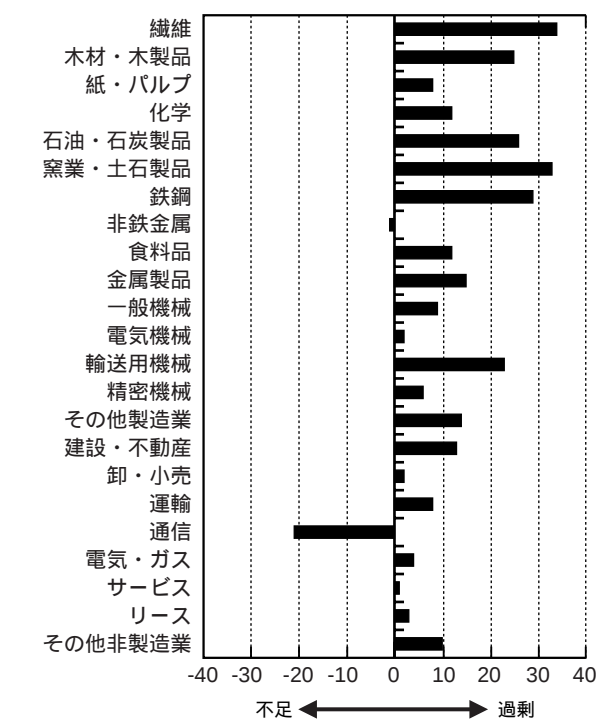
り相当規模の需給ギャップが存在したこと、多くの産業において深刻な設備過剰に陥っており、経営資源の再配置が円滑に進んでいないこと等⁷が指摘されている（第4-1-6図）。しかしながら、我が国経済が直面している問題の本質の1つとしては、目まぐるしいスピードで変化している外部環境に対して我が国が迅速な対応を十分図れていないことが挙げられる。以下では、我が国を取り巻く外部環境の中でも、近年特に大きな変化を遂げた3つの点について整理を行う。

市場の成熟化と需要構造の変化

経済の発展に伴い多くの製品が市場に普及した結果、今日モノ不足を背景とする旺盛な需要はIT関

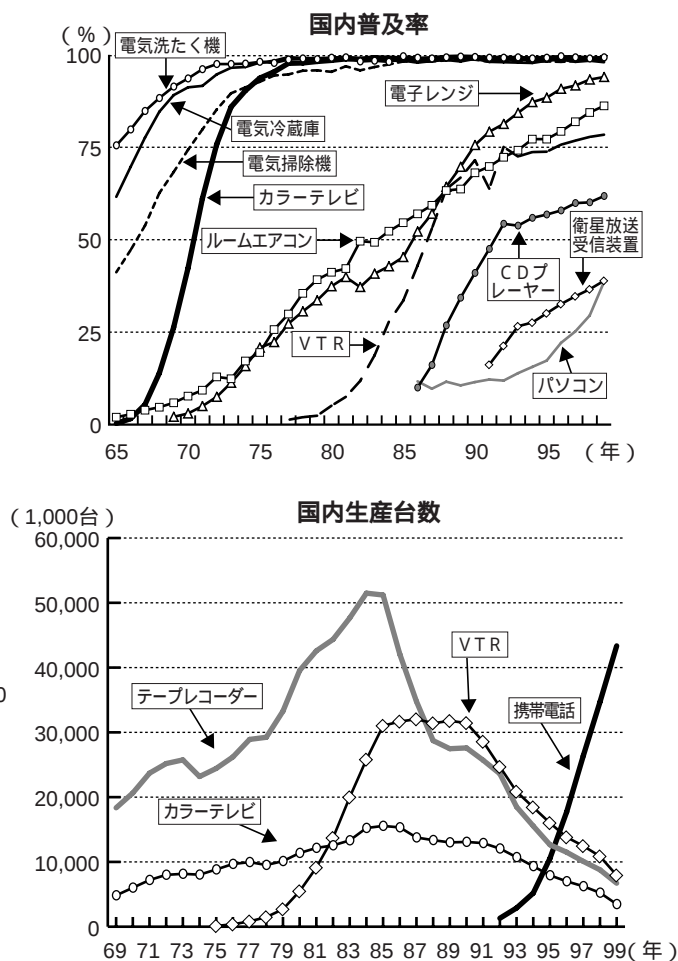
連商品等一部の製品に限定されてきている（第4-1-7図）。このような需要構造の変化は、「モノを作れば売れる時代」の終焉をもたらすとともに、産業界に対して生産者の論理に根ざすビジネス・モデルから、消費者・生活者の論理に立脚したビジネス・モデルへの転換を促している。つまり、モノ余りを前提としながらも消費者の購買意欲を刺激し、顧客満足度を高めるような商品の開発・生産・販売のあり方を模索することが、企業が生き残るための条件となった。我が国においても、このような市場構造の変化に応じてビジネス・モデルを柔軟に対応させている企業が存在する一方で、依然として従来型のビジネス・モデルから脱することができない企業も多数存在している。

第4-1-6図 産業別生産・営業用設備の過不足



（備考）日銀短観、生産・営業用設備判断DI、2000年第4四半期。
（資料）日本銀行「日銀短観」より作成。

第4-1-7図 主要家庭用電気機器の普及率及び国内生産台数の推移



（備考）国内生産台数は3期移動平均値。
（資料）経済企画庁「消費動向調査」、経済産業省「機械統計年報」より作成。

7 産業構造審議会新成長政策部会（2001）。

国際化及び情報化の進展に伴う競争激化

国際化及び情報化の進展は、国内企業にとっての潜在的な競合相手を増やし、取引のスピードを高め、市場における情報の不確実性を低下させた。裏を返せば消費者は、企業の国籍にとらわれずに、価格、品質面及び購入方法の面で自らのニーズに最も適合する商品を、豊富な情報に基づいて迅速に選択することが可能となった。この結果、国境を越えた競争は更に激化し、こうした環境変化に対応したビジネス・モデルを構築し、国内外の顧客のニーズをより速く、より正確に把握し供給することのできる企業の優位性がより顕在化する仕組みが形成された。

なお、ここで用いた「競争」という言葉は、ともすると非人道的な響きを与えがちである。しかしながら、こうした競争は、国際化や情報化、あるいは海外企業の戦略的な行動によってではなく、一義的には日々の消費者の選択によりもたらされている。より安く、より品質や機能性の高い財・サービスを求めて日々の選択を行っているのは、紛れもなく無数の消費者である。こうした消費者行動の原則を前提とした上で、自己のリスクと責任において「消費者にとって」価値あるものを提供することがビジネスの本質であろう。また、競争を通じて消費者ニーズに合致する財・サービスのみが市場で生き残るということは、消費者の立場からは歓迎されることであり、供給者の立場からも、競争を通じて自己革新を迫られるということは企業体力を強化する上で不可欠な要素である。第4-1-8図は、我が国産業が国際競争から保護されている度合い（平均関税率）と、生産性の高さ（従業員1人当たり付加価値額）を比較したものであるが、この図からも国際競争に曝されている産業がより高い生産性を上げている傾向を示していることがわかる。

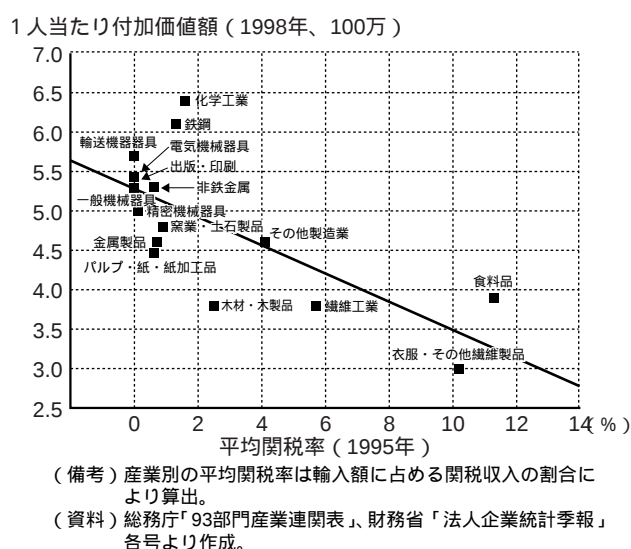
諸外国における構造改革の進展

米国、イギリスを中心とする他の先進諸国においては、既に1980年代前半より競争環境の創出を目指

した各種の構造改革を進展させ、企業レベルにおいても大胆なリストラクチャリングが進められた結果、経済の活力を取り戻し、1990年代には我が国よりも高い成長率を実現している⁸。また途上国においても、経済発展や市場環境整備が進展するに伴い産業の競争力が上昇し⁹、我が国の産業にとっての強力なライバルとなりつつある¹⁰。我が国においても、1980年代後半より規制緩和等を通じた構造改革や企業によるリストラクチャリングが進展しているが、競合するこれらの諸国との比較の上では規模及びスピードの両面で不十分なものととどまっていると言わざるを得ない。

このように、我が国を取り巻く外部環境は近年大きな変化を遂げているが、こうした環境変化に対して迅速な対応、あるいは自己変革が図れていないという点も、今日の我が国における閉塞状況をもたらしている要因の1つと言えよう。このように我が国が自己変革に後れをとった原因は、戦後半世紀弱にわたる経済成長を遂げた結果得られた成功体験の中にも内在していると考えられる¹¹。戦後、高度経済成長を遂げた我が国は、第一次石油危機によるマイ

第4-1-8図 国際競争の進展と生産性の関係



8 米国、イギリスの成長率については、第4・1・1表を参照のこと。また、他の先進諸国における制度改革の取組みとその効果については、通商産業省（2000）『通商白書2000』を参照のこと。

9 途上国産業の競争力が上昇する要因としては、途上国の経済発展・市場整備により、安価で豊富な労働力が市場経済に参入する場合、先進国で開発された最新の企業設備・技術が途上国に移転され、「後発者の利益」を得る場合等が挙げられる。

10 アジアにおける競争激化の現状については第1章参照のこと。

11 Christensen（1997）、中西（1996）。

ナス成長を経験したものの、むしろこれを契機とした省エネ、生産性の一層の向上等により、1990年代のバブル経済の崩壊に至るまでの安定成長を維持することができた。一方、こうした成功体験を積み重ねるに従い、徐々にシステムや発想方法が硬直化し、自己革新能力を低下させてしまったのではないだろうか。特に、目まぐるしいスピードで外部環境が変化している今日においては、こうした変化に対応して柔軟にシステムを革新できる国や企業と、システムが硬直化してしまった国や企業とのパフォーマンスの差が一層顕著となっていると考えられる¹²。

我が国が自己革新能力を失いつつある中で、外部環境が劇的に変化した結果、我が国の国際競争力は1990年代を通じて大幅に低下してきている。例えば、日本経済センター(2000)が実施した「潜在競争力¹³ランキング」によると、1980年時点で4位、1990年時点で3位であった我が国の総合ランキングは2000年時点では16位¹⁴にまで低下している(第4-1-9表)。

しかしながら、現在我が国が体験しているような経済の低迷は、他の主要先進国も経験している。例えば米国は1980年、1982年及び1991年にマイナス成

長を経験し、1982年から1983年にかけて9%台の失業率を記録した。またイギリスにおいても、1980年から1981年にかけて、及び1991年にマイナス成長を経験し、1983年から1986年までの4年間はいずれも10%台の失業率を記録している¹⁵。こうした経済の低迷に対応するため、これらの国は先に述べたような大胆な構造改革を進めた結果、外部環境の変化に適応する自己革新能力を向上させ、閉塞状態からの脱却に成功してきている。前述のとおり、我が国の場合には繁栄が長かった分だけ、現在の閉塞状態からの脱却にはより大きな困難を伴うかもしれない。しかしながら、他の先進国で成し得たように、我が国にもそれを成し遂げるだけの自己革新能力が潜在的に備わっているはずである。このような能力を開花させるためにも、我が国においても以下で述べるような市場の競争環境整備を迅速に実施していく必要がある。

(3) 内外一体の経済政策の必要性

我が国が直面している「自己革新能力の向上」という課題を解決していくためには、生産物市場、資本市場、あるいは労働市場等、あらゆる市場におけ

第4-1-9表 各国潜在競争力ランキング

	第1位	第2位	第3位	(日本の順位)
総合ランキング	米国	シンガポール	オランダ	16位
国際金融・貿易	フィンランド	米国	香港	13位
企業	オランダ	米国	香港	10位
教育	カナダ	オーストラリア	フィンランド	25位
国内金融	スイス	香港	オーストラリア	13位
政府	シンガポール	ニュー・ジージーランド	香港	7位
科学	米国	日本	ドイツ	2位
インフラ	フィンランド	シンガポール	スイス	13位
IT	米国	ノールウェー	アイスランド	14位

(資料) 日本経済研究センター(2000)より作成。

12 第2章第2節においては、国際的に見た場合に、我が国企業におけるIT導入は既存業務の効率化のために活用される傾向にあるものの、導入に際して経営戦略の变革を行っている企業の割合が低いことについて指摘を行った。こうした現象も、環境変化に対する我が国企業の対応力の低さを示す1つの指標と見えよう。

13 潜在競争力は経済成長を示す指標ではなく、ある国が今後競争力をつけていく素地があるか否かに主眼が置かれた指標であり、国際貿易・金融、企業、教育、国内金融、政府、科学技術、インフラストラクチャー、ITという8つの項目の評価について主成分分析を行い、総合評価が算出されている。

14 ITに関する評価項目は2000年調査から追加されたため、前回調査と今回の「16位」との間の連続性は確保されていない。連続性を維持するために算出されている、IT関連の評価を含まない場合の総合評価は15位であった。

15 経済企画庁(2000)。

る市場参加者の自己革新努力を促すために、市場の競争環境を整備していくことが不可欠である¹⁶。

ともすると、かつては国内事業環境の整備は国内経済政策により実現し、海外事業環境の整備は対外経済政策により実現するものと考えられていた。しかしながら、国内外の市場の一体化が進展し、モノ、カネ、ヒトが自由に国境を越え、企業の多国籍化が進展している今日においては、国内の経済政策や制度の態様が海外の経済主体の行動にも影響を与える一方で、国際的な制度のあり方が国内の経済主体の行動や産業競争力にも影響を与え得る。したがって、国内市場の競争環境整備という目標を達成するにあたっては、常に国内外の経済主体の行動を視野に入れながら「内外一体の経済政策」を実施していくことが求められている。内外一体の経済政策とは、国内経済政策及び対外経済政策を有機的に連携させることにより、国内外で調和の取れた市場環境を整備し、最終的には我が国経済の活性化を図ることである。例えば、WTOのサービス貿易一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）の交渉、あるいは自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）や経済連携協定¹⁷（EPA：Economic Partnership Agreement）の締結は、諸外国のみならず、我が国市場の事業環境を見直す機会を与えるとともに、実際に環境整備を促進する上でも有効な手段となろう。その意味において、国内の構造改革の推進は、国内における制度改革のみならず、こうした対外経済政策を補完的に活用することにより相乗効果を高めることができよう。一方、我が国企業が国内外で調和のとれた制度の恩恵を享受できるよう、国内における制度構築を行う際には国際的なスタンダードの動向を視野に入れた取組みが必要となろう。また、必要に応じて我が国発のルールを地域的あるいは国

際的なスタンダードとして広めていくために、国内の制度を構築する段階から将来の国際的なルール・メイキングを念頭に置いた迅速な取組みが必要となろう。

このように、国内外で調和のとれた市場環境を整備することにより国内経済を活性化させるという最終目標を達成するためには、対外経済政策と国内経済政策を車の両輪として捉え、両者の歩調を合わせながら強力に進めていく必要がある。

2．構造改革推進のための対内直接投資の積極的活用

我が国経済の活性化を図る上で、技術・経営ノウハウの拡散や競争促進的な効果をもたらす対内直接投資の促進は1つの有効な手段である。同時に、対内直接投資は、我が国の事業環境の魅力を測るバロメーターとも言える。これまでも我が国政府は、雇用の拡大、新たな技術・経営ノウハウの吸収（コラム8参照）、健全な競争促進による消費者利益の拡大等を対内直接投資の意義として掲げ、積極的に対内直接投資を促進してきた¹⁸。以下では、我が国への対内直接投資に関する現状分析・国際比較を行った上で、今後更に対内直接投資を促進する上での政策的課題を検討する。

(1) 我が国における対内直接投資の現状

世界的に増加している国境を越えた合併・買収（クロスボーダーM&A）の流れを受け、1990年代後半以降我が国に対する対内直接投資も急激に拡大しており、1998年度に1兆円の大台（1兆3,404億円）を、1999年度には2兆円の大台（2兆3,993億円）を初めて超えた（報告・届出ベース）。2000年度上半期（4 - 9月）も、半期としては過去最高の

16 通商産業省・三和総合研究所（2000）の試算によると、経済構造改革のための諸施策が十分な効果をあげた場合、今後10年間で約140兆円の経済効果（GDPを年率2.4%程度押し上げる効果に相当）があると試算している。

17 伝統的な二国間の自由貿易協定（FTA）の主要な要素である関税の相互引下げに加え、サービス、投資、競争、人の移動の円滑化、電子商取引等、より幅広い分野を含み、経済全般の連携強化を目指す二国間の協定を指す。ただし、既存の自由貿易協定の中には、新分野を含む場合でも正式名称が「FTA」となっている協定も存在する。したがって、本白書では、第三国間で既に締結されている協定については、新分野を含む場合においても全て「FTA」と記す。

18 対日投資会議専門部会報告（1999）より。同会議は内閣総理大臣を議長として1994年7月に発足した会議。

コラム 8

【直接投資による技術・経営ノウハウの波及効果】

海外直接投資が投資受入国に与えるプラスの効果としては、雇用の創出、裾野産業の発展、あるいは競争の促進等多くの指摘がなされている。しかしながら、その中でも特に注目される効果は、進出企業が保有する先進的な技術や経営ノウハウが受入国に移転され、国内に波及するという「技術・経営ノウハウの拡散（スピルオーバー）効果」である。技術の拡散効果とは、海外の技術者や経営者が保有する先進的な技術やノウハウが流入することにより、投資受入国内の研究開発が刺激され、生産性の上昇や競争力の増大につながることである。こうした技術の拡散効果の大きさは、受入国がどの程度技術を吸収する能力を持っているかに強く依存している。高度な技術やノウハウに接する機会があっても、現地企業や現地労働者がその技術を吸収する力がなければ、技術知識は現地法人内にとどまるのみで受入国内に広まらない。したがって、直接投資による技術波及効果は教育水準が高く、熟練労働者が多く存在する先進国においてより重要であると考えられる。

Branstetter (2000)¹⁹は、日本企業の対米直接投資データを用いることにより、直接投資による技術知識の拡散効果に関する実証研究を行った²⁰。当分析は日本企業（投資国）から米国（受入国）への技術の波及効果の存在を支持する結果となっており、特に、企業の進出目的が現地での製造を主とするケースよりも、研究開発であるケースにおいてその効果が大きくなる傾向があることが示されている。さらに、進出した日本企業に対する米国からの拡散効果の存在も確認されており、技術の波及は、進出企業から受入国に一方的にもたらされるのではなく、双方向に存在することが示されている。

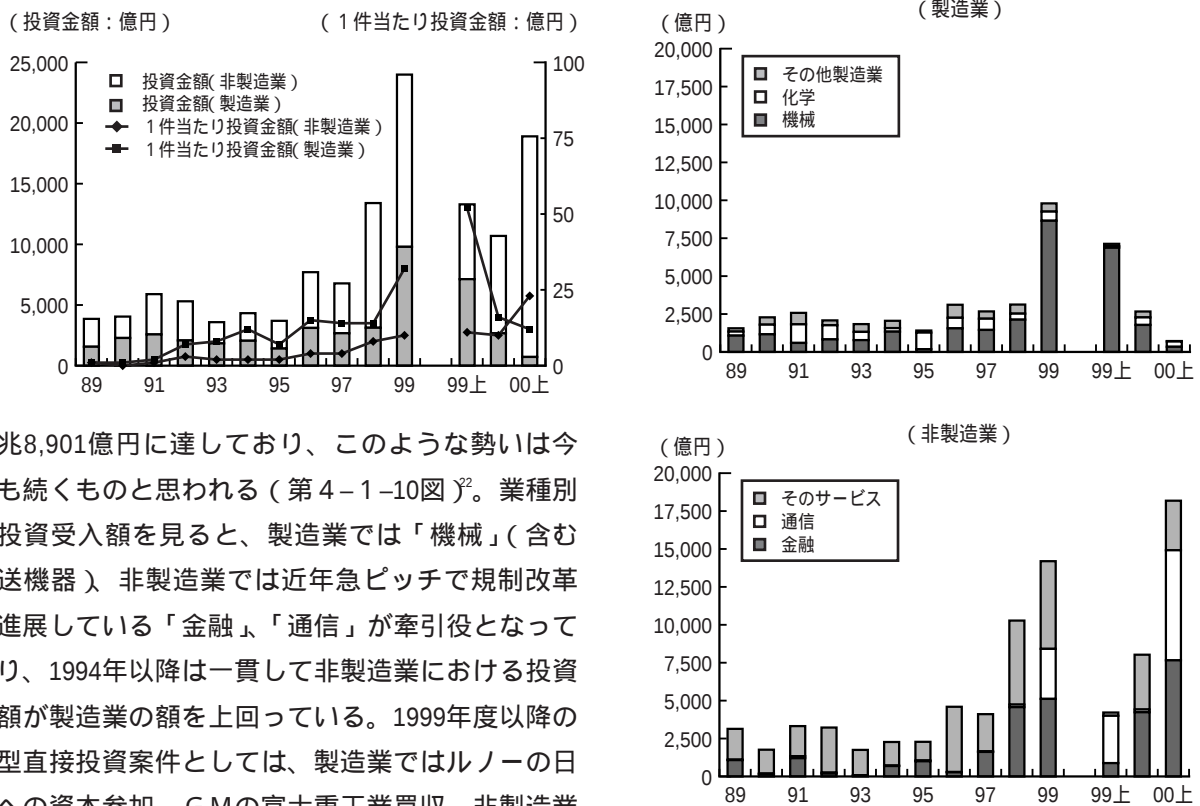
一般的に、直接投資は 現地法人に対して財・サービスを供給する現地企業に対する技術指導、現地法人に雇用されている労働者の技術習得、といった経路により受入国に対して技術の拡散をもたらす。直接投資のほかにも、 輸入財に体化された技術を分解して解析を行う「リバーパス・エンジニアリング」や、 国内企業が外国企業と技術のライセンス契約を結ぶこと等によっても海外より技術を輸入することは可能であるが、企業内部の技術移転である直接投資は、文書化しにくい経営手法や知識をも移転することができるという点において、他の経路よりも優れていると言えよう²¹。

19 Branstetter (2000)。

20 当分析においては、技術の拡散効果の代理変数として、「特許取得申請において引用された既存の特許の数」を用いている。もしも直接投資が受入国へ技術の拡散をもたらしたならば、受入国の特許申請における進出企業保有特許の引用が増えるはずである。逆に、直接投資により受入国から進出企業へのスピルオーバーがあるならば、進出企業の受入国での特許取得申請における現地特許の引用数が増加するはずである。

21 逆に、直接投資受入国から進出企業への技術拡散の経路としては、 現地の取引企業との情報交換、 合併による現地企業の技術資源へのアクセス、 現地の優秀な研究者との交流等が挙げられる。

第4-1-10図 我が国の業種別対内直接投資の推移



(備考) 報告・届出ベース。
(資料) 財務省「対外及び対内直接投資状況」より作成。

1兆8,901億円に達しており、このような勢いは今後も続くものと思われる(第4-1-10図)²²。業種別の投資受入額を見ると、製造業では「機械」(含む輸送機器)、非製造業では近年急ピッチで規制改革が進展している「金融」、「通信」が牽引役となっており、1994年以降は一貫して非製造業における投資金額が製造業の額を上回っている。1999年度以降の大型直接投資案件としては、製造業ではルノーの日産への資本参加、GMの富士重工業買収、非製造業では仏大手保険会社アクサによる日本団体生命保険への出資、ニュー・LTCB・パートナーズによる日本長期信用銀行買収、ボーダフォン・グループによる日本テレコムへの資本参加等が挙げられる²³。

対日直接投資の累積額(1990 - 2000年度上期)をより詳細な産業分野ごとに見てみると、「金融・保険業」から「化学」までの上位6業種への投資が全体の投資額の9割以上(91.4%)を占めており、残りの下位11業種に対する投資額は全体のわずか1割未満にすぎないことがわかる(第4-1-11図)。このように上位6業種に投資が集中していることの背景としては、金融・保険、及び通信分野等における規制緩和の進展に伴う投資、自動車産業等の世界的業界再編に伴う投資、化学、医薬品分野等における規模のメリットによる体力強化を狙った投資等が増えていることが挙げられる。

(2) 対内直接投資水準の国際比較

近年の対日直接投資額は急激に増加しているものの、対内直接投資の水準(受入額及び国内総固定資本形成に占める外資の割合)を諸外国と比較した場合、我が国に対する投資水準は依然として極めて低い状況にある(第4-1-12図)。直接投資受入額は、GDP、賃金水準、あるいは産業の集積度合い等により決定されるため一概に水準について国際比較による評価を行うことは難しいが、UNCTAD(2000)の統計²⁴によると、1999年における全世界の直接投資総額のうち日本への投資額はわずか1.5%にとどまっており、我が国の対内直接投資の水準は米国の20分の1以下となっている²⁵。また、国内総

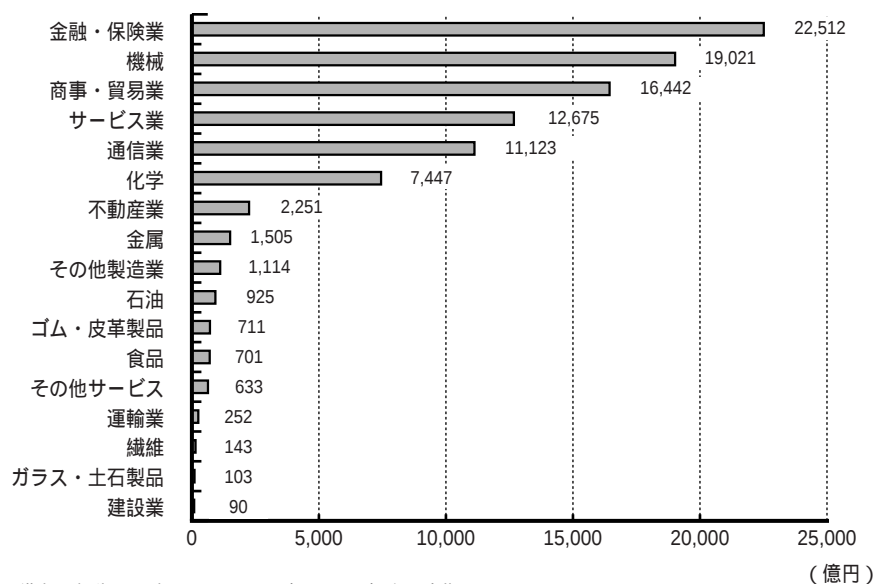
22 2000年下期にも、ボーダフォン・グループによる日本テレコムへの資本参加のほか、ダイムラー・クライスラーによる三菱自動車工業への資本参加、GMによるスズキへの追加出資等の大型案件が成立していることから、通年ベースでは前年度並みに達すると思われる。

23 株式会社レコフ事務所「M&A専門・情報月刊誌：マール」各号より。

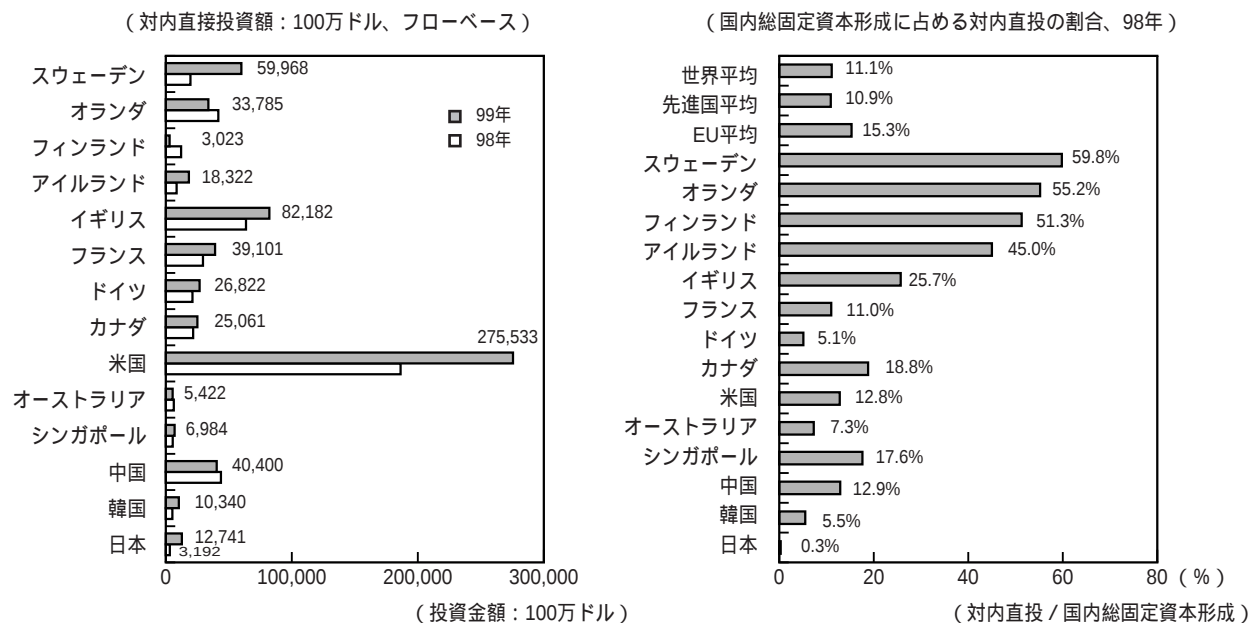
24 前掲財務省の統計とUNCTADの統計値に差が存在するのは以下の理由による。財務省統計は会計年度ベース(4月 - 3月)であるのに対してUNCTAD統計は暦年ベース(1月 - 12月)であること。財務省統計は報告・届出ベースであるのに対してUNCTAD統計は実績ベース、かつネットベースであること(引上げ額が差し引かれている)。

25 米国は一国で全世界の対内直接投資総額の31.8%、EU15か国は35.2%の資金を引き付けている。

第4-1-11図 業種別対内直接投資の累積額



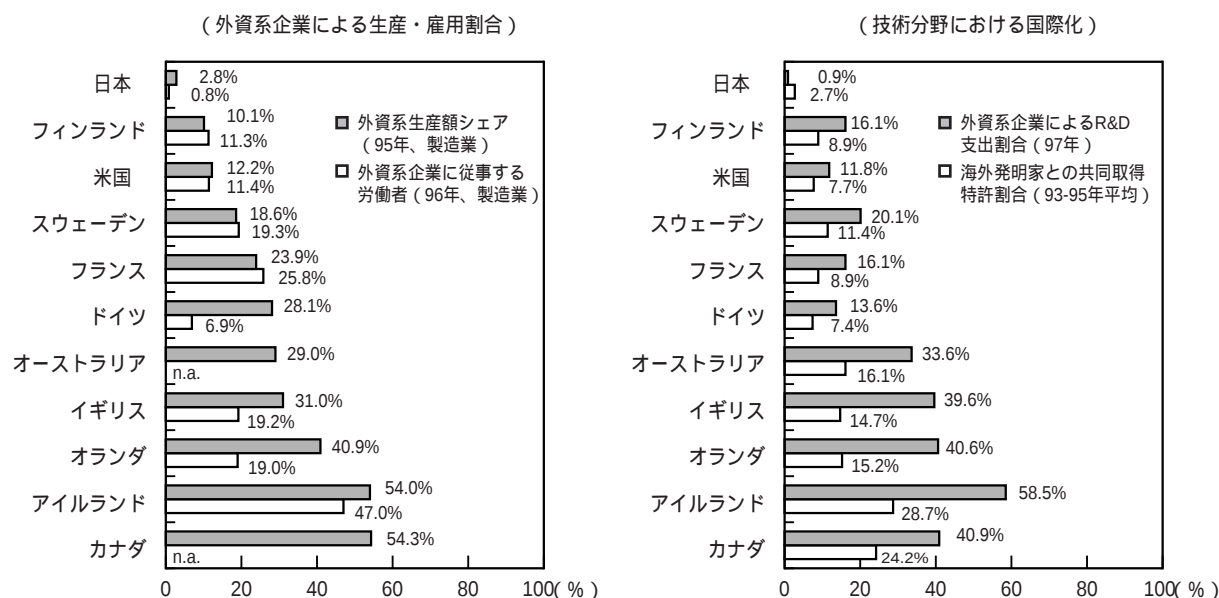
第4-1-12図 対内直接投資受入の国際比較



固定資本形成に占める対内直接投資の割合(1998年)を比較した場合、我が国の水準(0.3%)は先進国平均(10.9%)、世界平均(11.1%)と比較してもはるかに低い水準となっており、その結果として生産、雇用、研究開発面における外資の活用・貢献レ

ベルも限定的なものにとどまっている。一方、直接投資の量・割合の高い他の先進諸国においては、国内市場において生産、雇用、研究開発面において外資が大きな役割を演じており、国内企業と外資系企業とが互いに競争・共存していく環境が形成されて

第4-1-13図 生産・雇用・研究開発における外資系企業の貢献割合



(資料) 生産：Hatzichronoglou (1999)、雇用：O E C D (1999)、技術分野：O E C D (2000c)より作成。

第4-1-14表 世界的なM & A増加の背景

スピーディーな市場参入、経営資源獲得の重視	国際化・情報化・製品ライフサイクルの短縮化等により企業の投資活動に一層のスピードが要求されるようになった結果、新規投資（グリーンフィールド投資）よりもM & Aを通じた人材、製造ライン、顧客データ、流通網、ノウハウ等の有形無形資産の効率的な獲得が目指されるようになった。
競合企業のM & Aへの対抗	市場の拡大が限定的な成熟産業においては、ある企業がM & Aを行った場合に、規模で追い越された別の企業が均衡を保つために別の相手を捜してM & Aが行われようになった。
コーポレート・ガバナンスの強化	株主重視のコーポレート・ガバナンスという考え方が国際的に浸透してきた結果、短期間での株価上昇が期待できるM & Aが戦略的に重視されるようになった。
世界的な貿易投資の自由化、各国における自主的な規制緩和・民営化	WTOのGATS（サービス貿易一般協定）、TRIM協定（貿易関連投資措置協定）の発効に伴い、各国内における差別的規制、投資制限措置が撤廃・緩和された。加えて1990年代以降主要先進各国において規制緩和・民営化が実施された結果、企業の国際的な事業展開の自由度、予見性、透明性、安定性が高まりクロスボーダーM & Aが促進された。

(資料) 日本貿易振興会(2001a)より作成。

いる(第4-1-13図)。

このような今日の世界的な直接投資の増加を牽引しているのはクロスボーダーM & Aの増加であり、1999年においては世界全体のクロスボーダーM & A取引規模は直接投資総額の80%以上の水準にまで達している(第4-1-15図)。これは情報化・国際化等の進展により、企業がかつてないほどの国際競争圧力に曝されるようになるにつれて、企業が外国市場に直接投資を行う際にも迅速かつ効率的に各種経営資源を獲得することが経営戦略上不可避となってきたためである²⁶。

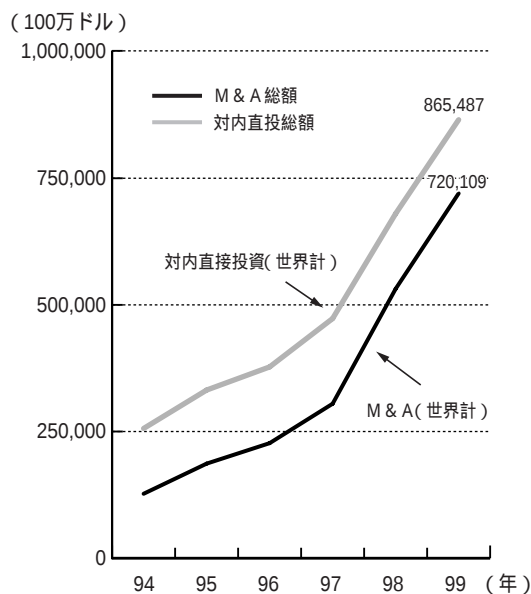
現在、世界全体のクロスボーダーM & A資金の8割以上(80.2%、1999年)は、米国及びEUへと向

かっている。このように、欧米企業がグローバルな競争の中での優位性を獲得するためにM & Aを積極果敢に活用している一方で、日本への投資額はわずか2%強(2.2%)にとどまっている。このように、我が国においては外国企業によるM & Aの取引量が欧米と比較して圧倒的に少ないことも、対日直接投資額が諸外国と比較して低い水準となっている一因と言えよう。

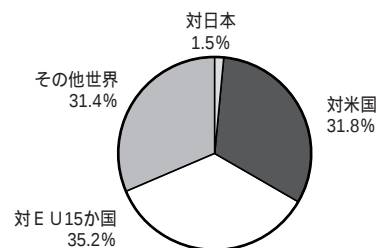
企業が自由に国境を越えて活動拠点を選ぶ今日、直接投資やクロスボーダーM & Aの取引量は、ある国の市場の魅力を測る1つのバロメーターとも言える。これまで見てきたように、現在のところ日本に対する投資水準は他の先進諸国と比較して極めて低

26 M & A増加の背景については、第4-1-14表参照のこと。

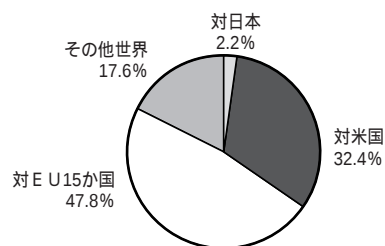
第4-1-15図 対内直接投資総額とM & A総額



世界の対内直接投資に占める対日直投の割合



世界のM & A総額に占める対日M & Aの割合



(備考) 上記図表におけるM & Aの数値はUNCTAD(2000)の定義に基づいており、10%未満のポートフォリオ投資を含んでいない。また直接投資の数値は投資引上げ分を引いたネットベースであるのに対して、M & Aの数値はグロスベースであるため、一概に「割合」として比較することはできない。本書におけるNIEs及びASEAN4の定義は凡例を参照のこと。

(資料) UNCTAD(2000)より作成。

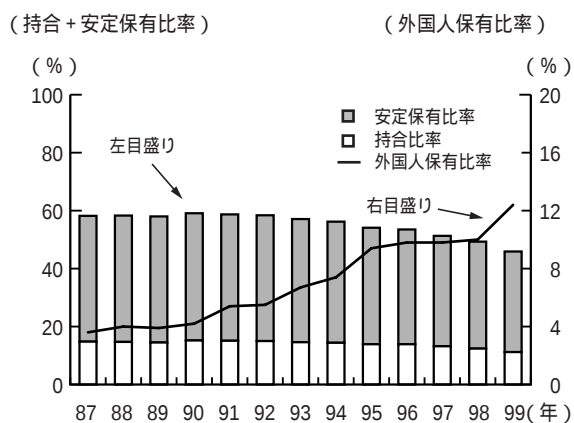
いが、1億以上の人口と我が国消費者の購買力の高さを考慮した場合、内外投資家にとっての我が国市場の魅力を事業環境という点から向上させる余地は十分に残されていると思われる。

(3) 対日直接投資水準を向上させる上での課題

我が国が今後海外の資本及び先進的な技術やノウハウを引き付け、かつ有効活用していくためには、どのような環境整備が必要なのであろうか。外国企業が対日直接投資を行う際の障害としては、例えば「各種インフラ・コストの高さ」のほか、「株式の持ち合い構造」、「メインバンク制の影響」、「外国企業に対して自社を売却することに対する心理的抵抗感」、「言語の問題」、「M & A関連法制や実務に明るい弁護士・専門家の不足」等が指摘されてきた²⁷。このうち、「株式の持ち合い構造」については、近年資産効率の見直しを行い本業に不要な持株株式の売却を進める企業が増加したことから、1990年当初の59.1%から45.9%（1999年）まで低下しており、同期間に外国人による持株比率も着実に増加している（第4-1-16図）。

以下では、対日直接投資を促進する上での課題の中から、特に 会計監査の厳格化を通じた企業情報の信頼性向上、事業再編を行うための多様な選択肢の提供、外国人の取締役・株主が柔軟に経営参加するための環境整備、という3点に焦点を絞り、現状の取組みと今後の課題について考察する。

第4-1-16図 株式持ち合い比率及び外国人保有株式比率の推移



(備考) 単位株数ベース。なお、「持株株式」とは上場企業(信託銀行を除く)の二者が互いに保有している株式、「安定保有」とは株式の保有者もしくは被保有者の少なくとも一方が金融機関である場合の株式を指す。

(資料) 全国証券取引所協議会(2000)、ニッセイ基礎研究所(2000)より作成。

27 日本貿易振興会(2000)等を参照のこと。

会計監査の厳格化を通じた企業情報の信頼性向上
合併・買収・資本提携等の交渉を円滑に進めるため
には、相手企業の経営状況に関して信頼性の高い
情報を迅速に収集することが不可欠である。特に国
境を越えた合併・買収の場合、会計報告書は投資対
象としての価値を分析し意思決定を行う上で重要な
材料の1つとされている。しかしながら、一国の会
計基準が国際的な基準から著しく乖離している場
合、あるいは会計報告書の信頼性自体が十分でない
と投資家が判断する場合、合併企業が追加的な時間
とコストをかけて正確な情報を独自に入手・分析し
直す手間が生じる。日本貿易振興会が在日外資系企
業に対して実施したアンケートによると、「対日投資
環境を改善するために有効な政策」として最も多く
の企業が期待している分野は、「国際的な会計基準
に沿った企業情報開示の義務づけ」であった。当
アンケート結果からも、企業の財務状況や事業活動
を正しく・迅速に把握できる信頼性の高い会計制度
に対するニーズが高いことがうかがえよう（第4-
1-17図）。

このような中、我が国においては、透明性を高め
るとの観点から、2000年3月における連結財務諸表
原則の改定、連結キャッシュ・フロー計算書の導入
を皮切りに、2001年3月の売買目的等の有価証券、
デリバティブ等の時価会計導入等、国際的な会計基
準との整合性を考慮した会計基準等の整備が行われ
ている²⁸。近年のこのような取組みは、株式持ち合
いの減少、企業再編の加速、対日投資促進に寄与す
るものとして諸外国からも一定の評価を受けている
が²⁹、同時に今後解決していくべきいくつかの課題
も残されている。

例えば企業会計システム全体の透明性・信頼性を
高めるには、会計基準の改善のみならず、決められ
た監査基準に従って会計が正しく監査され、報告さ
れることが重要である。このような中、公認会計士
監査の一層の充実強化及び信頼性の向上の観点か
ら、会計士監査の規範となる監査基準や会計士監査

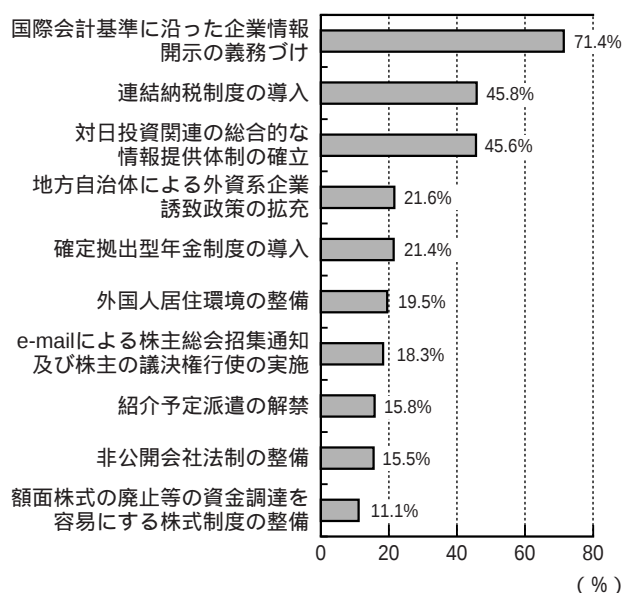
に係る制度等について、公認会計士審査会等の関係
審議会において審議を進めてきているところである³⁰。

事業再編を円滑化する制度の見直し

M & Aを中心とする対日直接投資を促進させるた
めには、グローバルな観点から会社法制を見直し、
国際的に展開する外国企業が我が国においても最適
な事業形態を採ることができるよう、多様な選択肢
を設けることが不可欠である。近年我が国では、業
界別の各種規制緩和の実施と並行して、株式交換制
度・株式移転制度の創設（1999年10月施行）、民事
再生法の制定（2000年4月施行）、会社分割法制の
創設（2001年4月施行）等、M & Aを含む事業再編
円滑化のための各種法整備が急ピッチで進められて
いる³¹。

しかしながら、外国企業による柔軟な直接投資を
促進するにあたり、更に検討を深めるべきいくつか

第4-1-17図 今後の対日投資環境改善に有効な政策



（備考）複数回答可。
（資料）日本貿易振興会（2001b）より作成。

28 2002年3月には「その他有価証券」の時価会計導入が予定されている。なお、会計制度の国際的なハーモナイゼーションの現状については、第4章第2節3.を参照のこと。

29 在日米国大使館（2000）。

30 例えば、公認会計士審査会監査制度小委員会からは「監査制度を巡る問題点と改革の方向 ～公認会計士監査の信頼性の向上に向けて～」(2000年6月29日)が公表されており、その中では、監査人の独立性確保のあり方、監査証明業務に対する内部管理・審査及び外部監査体制のあり方等が具体的論点とされている。

31 連結納税制度については導入されていないものの、現在政府内で早期導入に向けた本格的な検討がなされている。税制調査会（2000）。

の制度的課題が残されている。例えば我が国の商法においては合併の対価が原則として存続会社の株式に限定されており³²、米国において盛んに活用されているキャッシュアウト・マージャー（現金による合併）が認められていないこと³³等もM & Aを阻害する要因として指摘がなされている。

外国人の取締役・株主が柔軟に経営参加するための環境整備

外国企業による資本参加の増加に伴い、今後は多くの外国人が取締役会へ参加すると考えられる。しかしながら現行の我が国商法においては、取締役会の決議には実際の会議の開催及び取締役の会議への出席が必要である旨が規定されており、書面による議決権行使は認められていない³⁴。米国においては既にこのような書面決議が認められており³⁵、我が国においても海外在住の取締役による取締役会への効率的な参加を促すための1つの手段として導入すべきであると指摘されているところである³⁶。

また海外の機関投資家による議決権行使を容易にする手段の1つとして、電子的手段を通じた株主総会の議決権行使、及び議決権行使代理権授与（委任状の交付）のあり方についても現在検討がなされている³⁷。電子的手段による議決権の行使については米国において既に実務で定着しており、電子的手段による議決権行使代理権授与についてはイギリス、ドイツにおいて導入に向けた検討がなされている³⁸。このような株主による円滑な株主総会参加と議決権行使は、株主主体のコーポレート・ガバナンスを実現していく上で不可欠な要素であるとして、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」の中においてもその重要性が指摘されている³⁹。

以上、対内直接投資を促進するための政策的課題及びその検討状況について整理を行った。このほかにも、2000年12月の「経済構造の変革と創造のための行動計画」（閣議決定）⁴⁰を踏まえ、2001年3月には我が国の法令解釈を明確化することを目的とした「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」が閣議決定されたところである。同手続は、民間企業等が実現しようとする自己の具体的行為に関して、その行為が特定の法令の規定に抵触するかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が文書により回答するとともに、一定期間後その回答を公表するものである。このように法制度の透明性の向上を図ることは、海外投資家にとっての不確実性を低下させる上でも重要であり、直接投資促進の観点からも有効であろう。

このような一連の制度改革に伴い対日直接投資が促進された場合、競争環境の創出により国内における構造改革が進展し、構造改革の進展が更に対内直接投資を加速させるという正のフィードバック効果も期待される⁴¹。

3. 対外経済政策の活用による国内市場環境の整備及び市場との対話の重要性

(1) 国際的な投資関連ルールとその変容

世界的な直接投資の拡大を背景として、多国間・地域・二国間における投資関連ルールの締結が活発化している。今後海外からの資本や先進的な技術・人材を確実に流入させるためには、国内制度改革の実施に加えて、対外経済政策を補完的に活用しながら我が国の事業環境の改善を行い、海外の経済主体に対してアピールしていく必要がある。

既に締結されている多国間の投資関連ルールとし

32 一部合併交付金が生じる場合を除く。

33 日本貿易振興会（2000）。

34 商法第260条の2第1項により規定されている。

35 模範会社法第8.21条により規定されている。

36 産業構造審議会総合部会新成長政策小委員会（2000）。また、在日米国商工会議所からも、遠隔会議や書面による議決権行使等の導入を求める意見が寄せられている。在日米国商工会議所（2000）。

37 こうした必要性については、経済団体連合会によっても提言がなされている。経済団体連合会（2000）。

38 イギリスでは「Electronic Communications Act」に基づく命令案が公表されており、ドイツにおいては「記名株式と議決権行使簡素化のための法律：NaStraG」が審議中である。

39 OECD（1999b）。

40 2000年12月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」には以下の通り定められている。「Ⅰ．1．(5)民間企業が迅速かつ公平に行われるための法令解釈の明確化に関する手続（日本版ノーアクションレター制度）の導入の検討：IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図ることとし、その検討に着手するとともに、一定の分野において平成13年度（2001年度）から実施する。」

41 高橋・大山（2000）。

ては、WTOにおける貿易関連投資措置協定(TRIM 協定 : Agreement on Trade-Related Investment Measures)、GATS等が挙げられる⁴²。TRIM協定においてはモノの貿易に関連する投資措置に関する規定がなされており、例えば現地調達要求⁴³や為替規制といったパフォーマンス要求が禁止されている。一方のGATSにおいてはサービス分野における投資(業務上の拠点を通じたサービス提供)に関する最恵国待遇、透明性の確保等が求められているほか、約束表に記載される条件及び制限に基づき内国民待遇や市場アクセスを与えることが定められている⁴⁴。これまで我が国は、GATSの枠組みの中で積極的にサービス産業の自由化を約束・履行してきており、特に通信や金融等の分野においては、こうした約束に基づく自由化を行った後に外資系企業の参入が大幅に拡大している⁴⁵。

一方、多国間の投資ルール策定の動きと並行して、二国間投資協定(BIT : Bilateral Investment Treaty)あるいは投資関連ルールを含む地域・二国間のFTAを独自に締結する動きが国際的に加速しており⁴⁶、これまで我が国も7件の二国間投資協定を締結及び発効している(第4-1-18表)。こうした既存の二国間投資協定は、対日直接投資を促進するためというよりも、むしろ我が国の企業による対外直接投資を保護することに主眼が置かれていた⁴⁷。このような中、現在交渉が行われている日韓投資協定においては、投資の許可に関する内国民待遇を協定に盛り込むことにつき検討がなされており、両国間における投資の自由化にも資する内容が目指されている。

また、既に我が国においては多くの事業分野で新規参入や法人形態に関する内国民待遇が確保されているという制度面の実態を踏まえた場合、我が国市場の競争をより一層促進するためには既存の国内法

制度及びWTO協定に加えて、投資家の事業活動の円滑化に資するような国内外の制度のハーモナイゼーションも検討する必要がある。例えば対内直接投資を通じて海外の先進的な経営ノウハウや技術を最大限吸収するためには、そうしたノウハウを持つ先進的な経営者や技術者が我が国により円滑に入国・滞在できるよう取り組む必要がある。そのためには、専門サービス提供者や技術者の資格や免許に関する相互承認に関するルール、専門知識・技術を持つサービス提供者、技術者に関する入国要件の見直し等を検討していくことも必要となろう。例えば最近締結されたEU - メキシコ間のFTA(2000年3月調印)、ニュー・ジールランドとシンガポール間の経済連携緊密化協定(2000年11月調印)の中では、サービス提供者の資格の相互承認を積極的に促進していくことが規定されている。また、我が国が現在シンガポールとの間で交渉を進めている新時代経済連携協定(EPA)についても、交渉の前に実施された両国の共同検討会合報告書において、両国間の

第4-1-18表 我が国との二国間投資協定締結状況

締結相手国 (地域を含む)	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリ・ランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月27日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	未発効(注1)
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
モンゴル	2001年2月15日	未発効

(備考) 2001年3月時点。このほかに現在我が国は韓国、メキシコ、サウディ・アラビア、ヴィエトナム、インドネシアと締結交渉を行っている。

(注1) パキスタンの核実験の影響を受け、1998年通常国会で審議されたが、廃案。

(資料) 経済産業省作成。

42 このほかOECDにおいても、先進国間で高度な投資ルールを策定すべく多国間投資協定交渉(MAI交渉)が行われていたが、各国の利害が対立したために1998年に交渉は途絶した。詳細は第4章第2節2.を参照のこと。

43 投資受入国が進出企業に対して現地生産品の購入・使用を要求すること。結果として、国際貿易が恣意的に歪められるという問題点が生じる。

44 TRIM協定、GATSに加えて、現在WTO貿易と投資作業部会においては包括的かつ拘束的な投資の多国間ルールの策定について検討中であるが、次期ラウンド交渉の議題に投資が含まれるか否かは不確定な状況となっているほか、交渉が実現した場合にも利害関係の対立から交渉の難航が予想されている。

45 我が国における金融・通信分野の対内直接投資の推移は第4・1・10図を参照のこと。

46 1999年末時点において世界で1,857の二国間投資協定が存在するが、そのうちの約3分の2が1990年代に締結されたものである。投資に関する国際的なルールについては第4章第2節2.を参照のこと。

47 日本の従来型の二国間投資協定には、投資の自由化(投資前の最恵国待遇)、投資の保護(投資後の内国民待遇・最恵国待遇、裁判を受ける権利、送金の自由、国家緊急時の補償等)、紛争処理手続といった内容が含まれる。

専門職業従事者の移動を容易にし、両国の技能労働者の雇用及び訓練を容易にすることの重要性について指摘がなされている⁴⁸。

同時に、外国人投資家による我が国への投資の円滑化を図るためには、より効率的な資本市場を創出することが重要であると考えられる。例えば、前掲の日本とシンガポールとの間の協定に関する共同検討会合においては、金融サービスにおける二国間の協力を強化していくべきとの提案がなされ、金融サービスの規制問題、資本市場の連携、市場インフラの改善、地域債券市場の発展等について議論がなされた⁴⁹。今後、我が国の資本市場のあり方を見直し、市場インフラを整備していくことは、投資先としての日本の魅力を向上させる上でも有効であろう。

このほか、今日のF T Aの中には、基準・認証制度、電子商取引、競争政策、知的財産権等に関する規定も含まれているケースも見られるが、二国間や地域における取組みを通じてこうした制度を整備していくことも、対内直接投資を促進する上で有効であろう⁵⁰。

(2) 市場との対話の重要性

本節においては、長期にわたり低迷している日本経済が現状を克服するにあたり、先進的な経営ノウハウや技術を海外から取り入れながら我が国市場の競争を促進することが不可欠であること、更にはその手段としての対内直接投資促進の重要性と国内外における政策的な課題を整理した。ここでは最後に、対内直接投資を促進していく上での「市場との対話」の重要性について指摘を行う。

最終的に直接投資に関する意思決定を行っているのは市場参加者である。こうした市場参加者は、日本政府による各種政策を、市場に対するある種のメッセージとして捉え、投資行動を決定する際の重要なファクターとして考慮している。したがって、我が国発のメッセージが海外の投資家や企業から評価され、実際の投資行動につながらない限り、いかなる制度改革や国際的なルール・メイキングも、その

効果は限定的なものとなる。例えば、国としての構造改革を断行する意志が市場に明確に伝わらない場合、あるいは国内の制度改革の方向性と国際的なルール・メイキングの場における我が国の主張が矛盾している場合、これは我が国の政策や市場の方向性に関する不確実性を生み出すことになり、対内直接投資を阻害する要因となり得る。同じ先進国である欧米諸国と比較して現在の対日直接投資の水準が極めて低いということは、各種国内制度の態様もさることながら、構造改革に対する国全体としての決意・方向性に対する信憑性・明瞭性が市場においては未だ得られていないことの裏返しであるとも言えよう。したがって、我が国が対内直接投資を促進していく際には、以下の二点に留意しながら市場との対話を行っていく必要がある。

第一に、今後海外からの資本・人材・技術の流入を促進するためには、海外からの自由化要求に基づく「摩擦対応型市場開放」ではなく、我が国の自らの意志と創意工夫に基づく革新的な制度改革を迅速に実施していく必要がある。

第二に、国内制度改革と国際的なルール構築という2つの政策手段はどちらも投資家が意思決定を行うための判断材料となり得る。したがって、国内改革と対外経済政策を一体のものと捉えながら政策運営を行うことにより、市場に対して効率的にメッセージを発信し、両者の相乗効果を最大化していく必要がある。例えば急激な高度成長を遂げたシンガポールにおいては、国内経済政策と対外経済政策の一体化のみならず、市場との対話を常に重視することで対内直接投資を促進し、アジアのハブとしての機能を獲得することに成功してきている（コラム9参照）。このように各国は世界中からモノ、カネ、ヒト、あるいは先進的な技術やノウハウを集積させるために対内直接投資を戦略的に促進している。我が国においても、将来の経済産業構造の変化、あるいは国際分業体制における我が国の将来像を考慮した上で、市場との対話を行いながら対内直接投資を促進していく必要があろう。

48 日本・シンガポール自由貿易協定共同検討会合（2000）。

49 例えば、両国の証券取引所等の連携による両国間の証券取引の決済システム、外国為替の決済リスクの最小化を目的とした即時決済システムの導入等が議論された。同会合は、こうしたアイディアは更に専門家や関係機関及び業界団体等により慎重に審議される必要があると認識し、多くの項目については議論が熟していないことから、更に実質的な議論をすることが適当な案件については、両国の通貨金融当局が二国間協議を開催することは意味があるとの点につき合意している。

50 既存の、あるいは現在交渉中の各F T A / E P Aにおいて扱われている項目については、第4章第3節を参照のこと。

【シンガポールにおける内外一体の経済政策】

シンガポール政府は、知識集約型産業構造への転換及び多国籍企業の地域統括会社の誘致を通じたアジアのハブ化を目指した国家の基本戦略として、「Industry 21 (I21)」を1998年6月に発表した。産業育成に高い優先性が与えられている分野としては、エレクトロニクス、石油化学・化学、エンジニアリング、ライフ・サイエンス、物流、情報通信・メディア、教育サービス、ヘルスケアサービスが挙げられており、当該分野における競争力の強化と多国籍企業の誘致が目指されている。同時に多国籍企業の誘致を通じてシンガポール独自の製品・サービスを開発する能力を有する国内企業の育成も目指されており、同国政府は2010年までに世界に通用する国内企業を最低でも50社育成することを1つの目標として掲げている。育成の対象企業としては、外資系の地域統括会社にとって重要なサービス（マーケティング、サプライ・チェーン・マネジメント、プロダクト・デザイン、流通分野等）を提供する企業や、オリジナルな製品・技術を開発し得る企業が挙げられており、政府による資金援助や税インセンティブ等の各種育成措置が実施されている。

こうした戦略を実現するために、シンガポールは通信分野を中心とするビジネスインフラの整備、規制緩和、労働者の能力開発⁵¹、諸外国との自由貿易協定の締結等、内外一体の経済政策を同時並行的に行うことにより、外資系企業にとっても魅力的な市場作りを行うことの意欲と方向性を一貫してマーケットに対してアピールしてきた。こうした努力は近年着実に開花し始めており、シンガポール経済開発庁の発表によると⁵²、同庁の誘致施策により1999年には27の外資系企業⁵³が地域統括会社をシンガポールに設置し、新たに1800人の雇用を産み出したと推計している。また、Fortune誌はアジアで最もビジネス環境が整っている国として、シンガポールを2年連続第1位にランクしている⁵⁴。同誌はシンガポールにおけるビジネスコストは決して安くはないとしながらも、そうしたコストを補って余りあるメリット（特にビジネスインフラ・交通網の整備、英語を操れる労働者の存在、効率的な行政、外資系企業誘致のための各種優遇措置等）が存在していると結論付けている。このほかにも競争力と労働力の質については、世界経済フォーラム（WEF）による“1999 Global Competitiveness Report”、あるいはBusiness Environment Risk Intelligence社による“Quality of Workforce Index”において同国は1999年の世界第1位にランキングされている。このような多国籍企業によるシンガポール進出の動きは、政府が打ち出した戦略の方向性、目標の実現可能性、政府による改革に対する意志と実績が市場から評価されたということを端的に示すバロメーターと言える。

51 国内企業のみならず外資系企業にとっても魅力的な労働者を育成するための雇用開発プログラム“Proact 21”(1999年12月発表)等。

52 Singapore Economic Development Board (2000)

53 そのうち8社がFortune Global 500にランクインされている大企業である(Cisco Systems, Unilever, Lucent Technologies, Chevron and Honeywell等)。これまで同庁の誘致施策により180社以上の企業がアジアの地域統括企業をシンガポールに設立している。

54 Fisher (1999)